仕　様　書

1　業務名

胃がん検診（胃部エックス線検査）業務及び手数料徴収事務

2　目的

胃がんを早期に発見し、医療につなげることで、胃がんの死亡率を減少させることを目的として、頭書第４項の対象者に胃がん検診（胃部エックス線検査）を実施する。また、手数料については、受託者において徴収する。

3　委託期間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

4　対象者

大津市内に住民票がある者又は、大津市の生活保護を受給する５０歳以上の者その他これらに準ずる者として市長が認める者のうち、当該年度において満５０歳以上の偶数年齢に達する者を対象とし、同一人につき２年度に１回とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。

⑴　当該年度に大津市胃がん検診（胃部エックス線検査・胃内視鏡検査）を受診した者
⑵　妊娠中又は妊娠の可能性がある者
⑶　バリウムに対するアレルギー反応がある者
⑷　消化管の閉塞又は強い狭窄があると診断されている者
⑸　過去の検診で誤嚥したことがある者
⑹　胃を切除したことがある者
⑺　胃腸に強い自覚症状がある者
⑻　胃の病気で治療中や経過観察中の者
⑼　自分で体位変換できない者
⑽　嚥下が困難である者
⑾　極度の便秘症である者又は過去にバリウムによる極度の便秘症になったことがある者
⑿　心臓病、腎臓病等のため、水分制限をしている者

5　年間予定件数

	予定数	備考
胃がん検診（胃部エックス線検査）	２５０件	予定枠３１３件×充足率８０％

※　なお、上記件数は予定件数であり、年間件数を保証するものではない。

6　日程

各検診日の午前中のみ、全１０日・１８会場を予定（市の休日を含む。）

7　会場

市民センター、コミュニティセンター、明日都浜大津及び受託者よりその他施設の提案がある場合は、提案場所も含めて検討する。なお、会場は１日に２会場となる場合がある。また、開催実績のない会場については事前に現地へ出向き、駐車場等の場所の把握に努めること。

8　業務内容

大津市胃がん検診（胃部エックス線検査）の実施に当たっては、健康増進法第１９条の２、大津市健康増進事業実施要領、滋賀県が定める「がん検診実施のための指針（胃がん検診）」５、６及び８(３)に基づき検診を実施すること。併せて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定により手数料の徴収事務を行うこと。

⑴　受診者への事前案内業務

大津市が提供する受診者リストに基づき、受付時間等を記載した事前説明書、検診票、同意書を事前に送付すること。なお、送付書類の詳細については、大津市と協議して受託者が作成すること。

⑵　検診当日の受付業務

ア　検診対象者の確認

大津市が事前に送付する受診者リストを基に、対象者であることを確認すること。

イ　受診者が「健康手帳」を持参した場合には、大津市が用意する当該年度受診の証が印字されたシールを「がん検診等の記録」欄に貼付すること。また、「健康手帳」を持参していない希望者がいる場合、シールを渡すこと。

「健康手帳」の発行を希望される場合は、受診者の住所地を担当するすこやか相談所を案内すること。

⑶　手数料の徴収業務

手数料の徴収に当たっては、大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）に規定されている胃がん検診（胃部エックス線検査）に係る検診手数料１，６００円を徴収する。ただし、市民税非課税世帯に属する者、当該年度において７０歳以上の者、６５歳から６９歳までの後期高齢者医療制度加入者、生活保護世帯に属する者、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者については、無料とする。生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付受給世帯、市民税非課税世帯である旨の申出があった場合は、「胃がん検診手数料減免確認書兼同意書」に記入してもらい、本人控えは本人に渡し、原本は請求書又は検診票と併せて健康推進課に提出すること。また、大津市国民健康保険加入者にあっては、大津市国民健康保険の助成により無料とする。その他、徴収に係る事務の取扱いについては、「各種検診手数料徴収事務取扱要領」で定める。なお、受託者が徴収した手数料については、公金であり、受け取った金銭その他の物は善管注意義務をもって保管すること。

⑷　問診業務

検診票の確認事項において検診対象者であること、現在の症状、既往歴、過去の検診の受診状況、絶飲食ができているか等を確認し、検診票に記入漏れがないかを確認する。記入漏れがあれば、聴き取りをして記入すること。

また、検診票の問診欄を確認し、検診対象外であった場合や、絶飲食が正しくできていない場合は、受診できない旨を該当者に説明すること。

⑸　検診業務

ア　検診に当たっては、安全の確保をすること。また、検診に備え、当日の検診が円滑に遂行できるよう、器材の整備や点検を定期的に行い、適正に管理すること。

イ　検診中及び検診直後に体調不良等問題が発生した場合は、立会いの医師の指示を受けて対応し、大津市に報告すること。

ウ　検診後は内服する下剤と共に水を受診者に提供し、確実に下剤の内服をさせること。

エ　撮影枚数は、最低８枚とする。

オ　撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。

カ　読影については二重読影とし、その結果に応じて、過去に撮影した胃部エックス線写真と比較読影する。判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医とすることが望ましい。また、大津市から報告を求められた場合は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認定医数を報告すること。

キ　撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得することが望ましい。また、大津市から報告を求められた場合は、撮影技師全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告すること。

⑹　受診者への検診結果の通知業務

検診結果については、検診実施日から４週間以内に受診者へ送付すること。胃がん検診結果通知書の様式については、滋賀県の指針で示されたものに準じて、大津市と内容を協議し、受託者において作成すること。

なお、結果通知の方法は、次のとおりとする。

ア　要精密検査通知

封筒（窓あき封筒を推奨）に、胃がん検診精密検査依頼書兼結果票、胃がん検診結果通知書、「精密検査が必要とされた方へ」及び返信用封筒（大津市受取人払）を誤りのないようセットし、簡易書留郵便にて送付すること。なお、「精密検査が必要とされた方へ」及び返信用封筒（大津市受取人払）については、大津市が準備する。

イ　精密検査不要通知

胃がん検診結果通知を特定記録郵便により送付すること。

⑺　結果通知の再発行業務

令和９年度及び令和１０年度に受診者から結果通知の再発行について依頼があった場合には、１人につき１回に限り無償で再発行を行うこと。

⑻　大津市への検診結果報告

受託者は、実施日ごとに「胃がん検診結果報告書（有所見者一覧、胃がん検診結果一覧表）」を作成し、事前説明書兼同意書等と併せて検診実施月の翌月末までに市へ提出すること。なお、この報告書の提出をもって業務の完了とする。

９　受診者への事前案内業務及び受診者への検診結果の通知業務に係る検査等

⑴　本業務については、前項及び次の手順により実施すること。

ア　事前準備

(ｱ) 受託者は、年度当初に発送に係る業務の作業工程及び作業工程に基づいたチェックリストを書面にして作成し、大津市へ提出する。なお、送付書類の準備に関する発送責任者を作業工程書に記入し、チェックリストには作業責任者の署名欄も設けること。

(ｲ) 大津市は、提出された作業工程及びチェックリストを検査し、合格したものに基づき、適正に処理されているか確認をする。

⑵ 本業務については、契約書の規定にかかわらず、次のとおり検査を受けること。

ア 発送前の検査

(ｱ) 受託者は、作業ごとにチェックリストを使用し、必ず複数の作業者で間違いがないことを確認すること。当該確認後、速やかにその旨を大津市に報告すること。

(ｲ) 大津市は、前号の報告を受けたときは、発送前にチェックリストに基づき作業が実施されたことを確認する。確認方法については大津市と受託者で協議し決定すること。

(ｳ) 受託者は、大津市の確認が完了した書類を発送すること。

１０ 記録の整備

受託者は、保険医療機関及び保険医療養担当規則第９条に基づき、検診結果及び撮影した画像を５年間保存すること。

１１ 委託料の請求

受託者は、請求書及び実施日ごとの「胃がん検診結果報告書（有所見者一覧、胃がん検診結果一覧表）」を検診実施月ごとに取りまとめ、速やかに請求書を提出すること。なお、受託者への委託料の支払いは、検診料徴収分を差し引いたうえで支払うものとする。

１２ その他

⑴ 施設の利用にあたっては、鍵の取扱い、点検方法等は施設により異なる場合があるため、施設管理者の指示に従うこと。検診後は、机、椅子等の片付け、窓の施錠、出入口の施錠の点検を行い、公民館及びコミュニティセンターにおいては点検した項目を所定の用紙に記入して提出すること。鍵の返却については、借用の際の説明された場所に返却すること。

⑵ 天災その他不測の事態において、市民への対応を必要とする事象が発生した場合は、速やかに大津市に報告し、大津市の指示に基づき協力して市民の対応に当たること。

⑶ 本業務の遂行に当たり、受託者は法令遵守すること。また、実施に当たって疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、必ず大津市の指示を受けて実施すること。

⑷ 感染症予防については、十分に対策を講じること。